

規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
規制の名称： 医療保護入院期間の更新に係る診察の義務化等
規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局： 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
評価実施時期： 令和4年9月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

精神科病院の管理者に対し、医療保護入院者について、入院の期間を更新するに当たり、精神保健指定医に診察を行わせ、医療保護入院の要件を満たすかどうかの判定を行わせることを義務付けることとする。

また、上記の診察の結果、医療保護入院の要件を満たすと判定され、他の要件も具備して医療保護入院の期間を更新する場合、精神科病院の管理者に対し、更新に同意した家族等にその旨を通知すること及びその更新について都道府県に届け出ることを義務付けることとする。

これらの規制の新設がなされなければ、更新に当たり、更新の要件の確認が確実に行われることを制度上担保できず、任意入院への移行や退院促進が適切に進まないおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

精神科医療は本人の意思を尊重することが重要であり、入院を開始した時点では本人の同意を得ることが困難であった場合でも、その後の症状の変化等に対応するため、医療保護入院の要件を満たしているかどうかの確認が確実に行われることを一定の頻度で担保する必要がある。

また、入院中の医療保護入院者の権利擁護を図る観点から、医療保護入院の期間の更新を行う場合、入院開始時と同様に家族等にその旨を通知するとともに、都道府県に届け出る必要がある。なお、都道府県への届出については、届出の方法を限定しているものではなく、オンラインで届け出ても差し支えない。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

精神科病院の管理者は、一定の期間ごとに精神保健指定医に医療保護入院者の診察を行わせることとなるが、現行制度においても患者の診察は当然に行われているものであることから、費用の増加は見込まれない。

医療保護入院の期間の更新に同意した家族等にその旨を通知すること及びその更新について都道府県に届け出ることについては、入院時にも同様の手続を採っているものの、所要の対応のための事務費用が発生することとなる。

【行政費用】

行政機関は、医療保護入院の機関の更新時の届出を受理する際の事務費用が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和に該当しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

精神障害者については、入院の必要がある場合でも、本人に病識がない等、任意入院が行われる状態にない場合があり、精神科病院の管理者は本人の同意がなくても家族等の同意により医療保護入院を行うことができるとされている。精神科医療は本人の意思を尊重することが重要であるため、本規制により医療保護入院の要件を満たしているかどうかの確認が一定の頻度で担保されるようになることにより、精神障害者の権利擁護をより一層促進することができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

便益の金銭価値化は困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和に該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

医療保護入院の期間の更新に同意した家族等にその旨を通知すること及びその更新について都道府県に届け出ることに関する事務費用は生じるものの、本規制の新設により、本人の同意によらず入院している医療保護入院者に対し、医療保護入院の要件を満たしているかどうかの確認が一定の頻度で担保されるようになり、精神障害者の権利擁護をより一層促進することができることから、本規制の内容は適当と判断する。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案としては、医療保護入院期間中に指定医に診察させること、医療保護入院の期間を更新する際の家族等への通知及び都道府県への届出を努力義務とすることが考えられる。この場合、

努力義務の遵守が各精神科病院の管理者にゆだねられることとなり、取組の実施に精神科病院間で差が生じ、その効果が限定されるおそれがある。

また、家族等へは書面で通知を行うこととしているところ、当該通知をオンラインで行うことも想定されるが、医療保護入院は本人の同意なく行われる入院であり、本人の権利擁護を図ることが重要であることから、当該通知については、保存性に優れ、電子媒体に対応した機器を保有しているか否かにかかわらず閲覧することができる書面で行うことが適当であるため、書面で行うこととしている。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

該当なし。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

この法律の施行後 5 年を目途として、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標等の設定は困難。